

平成28年度 事業計画

Ⅰ 農業・農村及び農業委員会系統組織をめぐる情勢と課題

農業・農村をめぐる情勢は、長引く農産物価格の低迷や円安による生産資材の高騰等が農業経営を圧迫するとともに、担い手の減少・高齢化が進行するなど、農業生産構造の脆弱さや地域活力の低下が顕在化してきている。

こうした中で、TPP交渉は昨年10月に大筋合意に達し、生産現場では不安と動揺が大きく広がっている。国は昨年11月に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、農業者の不安を払拭し農業の成長産業化と再生産を確保するための施策が打ち出された。

また、改正農業委員会法（以下「改正法」という。）が本年4月1日から施行される。これにより、農業委員は公選制から市町村長による任命制となり定数はほぼ半減し、新たに農地利用最適化推進委員が委嘱されるなど、制度発足以来の大改革となるが、農業委員会組織としては円滑かつ着実な対応が求められている。

さらに、農地法の改正により、農業生産法人が「農地所有適格法人」に名称変更されるとともに、法人の出資要件や役員要件が緩和された。併せて、「指定市町村」制の導入など農地の転用権限も変更されるなど、農業・農地に関する規制改革や地方分権が進行しており、その動向を注視しつつ的確な対応が求められている。

このように、農業農村を巡る情勢が大きく変化する中で、農地を守り、担い手を育成するという農業委員会組織の役割は益々重要となっていることを十分に認識し、次の課題に対応していく必要がある。

(1) TPP大筋合意を踏まえた対応

TPP交渉の大筋合意を踏まえ、国は「総合的なTPP関連政策大綱」の決定と併せ、平成27年度補正予算で3,122億円のTPP関連対策予算を措置した。しかし、「重要5項目については関税撤廃の例外」とする国会決議が果たして遵守されたのか、農林水産業への影響と対策は十分か、など生産現場の不安と動揺が依然として渦巻く状況にある。国は、国会での十分な審議を尽くし、現場の生産者の不安を払拭し、明日に希望をもって取り組める強い農林水産業への道筋をはっきりと示す必要がある。

(2) 農業委員会制度・組織改革への着実な対応

改正法の施行に伴い、当県では、本年中に10農業委員会が、平成30年8月までに全農業委員会が新体制になるが、まずは農業委員と農地利用最適化推進委員等の適切な人員配置と体制を強化するなど、新体制への円滑かつ着実な移行を図る必要がある。

(3) 農地利用最適化の推進

改正法の目的である担い手への農地利用の集積・集約化など農地利用最適化に向

けて、農業委員会組織による農地台帳の整備・公表、農地の利用意向調査の計画的な実施及び利用調整活動等を強化する必要がある。また、今後ますます担い手の減少・高齢化が進む中、新規就農者・就業者の農業参入を促進することが必要である。

(4) 規制改革・地方分権への対応

改正農地法等により、農地所有適格法人の出資要件・役員要件の緩和、指定市町村の制度化を含め都道府県・市町村へ許認可権限が委譲される。また、農業特区を活用したさらなる法人出資要件の緩和等も検討される中で、農業委員会組織としては、規制改革・地方分権を踏まえた農地制度に関する取組の強化が必要である。

(5) 農業・農村の活性化

高齢化や人口減少が続いている農村地域において、地域コミュニティ機能を維持しつつ、多様な地域資源を活用した6次産業化の推進と雇用・所得の創出が必要である。また、中山間地域の農業生産を脅かしている鳥獣害被害には、有効な対策の検討が必要である。

II 事業の実施方針

これらの情勢と課題を踏まえて、今年度は、改正法の施行に伴う農業委員会制度・組織改革への着実な対応と、改正法が目指す担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進という「農地等の利用の最適化」の推進に向けた取組を強化する。併せて、農業者や地域の声を積み上げて、関係行政機関等に積極的に施策改善を提案する。こうした取組により、地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を目指す。

これらの活動の展開に当たっては、農業委員、農地利用最適化推進委員の資質向上と事務局体制の強化を図るために、各種研修会や検討会等を開催するとともに、関係行政機関・農業団体等と連携を密にした広域的・総合的な支援活動に積極的に取り組むこととし、今年度の重点推進事項を以下のとおりとする。

〔以下、アンダーラインは、主な改正部分〕

平成28年度に重点的に取り組む課題

- 1 円滑な事業推進に向けた諸会議等の開催
- 2 農業委員会制度・組織改革への着実な対応
- 3 「目に見える農業委員会活動の推進」と「組織・活動強化」に向けた研修会等の開催及び農業委員会活動への支援
- 4 農業・農村の現場の声を農政に反映して行く活動の推進
- 5 農地法の利用最適化の推進及び法令審議の透明性確保に向けた取り組み
- 6 農業経営の担い手、新規就農、人材対策の推進
- 7 農業者年金加入者の拡大対策等の推進
- 8 農業・農業者等に関する情報提供活動の強化

III 事業実施計画

1 諸会議の開催

事業方針に基づき、的確な業務を推進するとともに、系統組織全体として所期の目的達成と役割を発揮するため、次の会議を開催する。

会 議 の 種 類	備 考
(1) 総会	年2回
(2) 理事会	必要の都度
(3) 常設審議委員会	毎月
(4) 役員会	随時
(5) 監査委員会	年2回
(6) 農業委員会会長会議	年2回程度
(7) 地域別農業委員会会長・事務局長会議	年1回
(8) 農業委員会事務局長会議	年2回程度
(9) その他必要な会議	

2 組織・強化対策

改正法の施行を踏まえ、新たな制度への着実な対応を支援するとともに、農業委員会の所掌事務の適正執行と役割発揮及び組織活動の強化に資するため、各種研修会をはじめ、多様な支援活動を行う。

(1) 農業委員会制度・組織改革の着実な対応

① 改正法を踏まえ、農業委員会の新制度への円滑な移行と農地利用の最適化の取組を推進するとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会職員の資質向上と事務局体制の強化の取組を支援する。

② 新たな制度の現場へのさらなる理解促進に努めるとともに、新体制となる農業委員会の実態を把握・情報の共有化を推進する。

また、平成30年8月までに全農業委員会が新体制となることから、その円滑な移行を進めるための支援を強化し、新たな組織体制の整備を支援する。

併せて、組織変更後の課題・問題点を把握し、全国・各県と連携した中で、政府・国会への要請活動を実施するなど、適宜必要な対応に努める。

(2) 農業委員会の活動支援

① 農業委員会活動計画づくりと課題解決への支援

農村現場における新たな目に見える農業委員会活動を推進するため、農業委員会における活動計画の策定等の目標づくりと課題解決に向けた実践活動について支援を行う。

また、改正法の施行により、新体制に移行した農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定・実践のための助言・協力を行う。

② 農業委員会巡回活動の実施

農業委員会系統組織の活動の推進と連携強化を支援するため、各農業委員会への巡回を実施するとともに、農業委員会業務推進検討会を開催する。

③ 農業委員会の取組の情報収集・提供

農業委員会組織が推進してきた地域農業の振興や担い手育成、遊休農地対策等の取組やその成果について、「農業委員会整理カード」等をはじめ、組織内外に発信し広く理解促進を図る。

(3) 「新・にいがた地域農業再生運動」の推進

改正法の施行を踏まえた、平成28年度からの新たな全国運動のもと、「新・にいがた地域農業再生運動」の実施要領を策定し、農業委員会系統組織の活動理念である「農地を守り、地域の担い手を育てる」を柱とした活動を強力に推進する。運動の展開に当たっては、「目に見える活動」の実践に向けた取組を強化する。併せて、取組事例や成果を組織内外へホームページ等により情報発信をしていく。

(4) 自主的組織への支援

「にいがた女性農業委員の会」が取り組んでいる男女共同参画の促進や食育活動等の取組について支援・協力を行う。

また、「農業委員会新潟県職員研修協議会」が行う職員研修事業等について支援する。

(5) 各種研修会の開催

区分	研 修 名	備 考
委員 研修	ア 農業委員会役員等研修	
	イ 新規農業委員・農地利用最適化推進委員研修	
	ウ 地域別農業委員会研修	
	エ 女性農業委員研修	
職員 研修	オ 新任農業委員会職員研修	
	カ 農業委員会業務担当者研修（担当者会議兼ねる。）	
	キ 課題別農業委員会業務担当者研修	
現地 研修	ク 課題別現地研修 ・遊休農地解消対策、農地利用集積、他	

3 農政対策

政府は、TPP大筋合意を受け、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づいて、農業者の不安の払拭と再生産を可能とする経営安定対策を充実強化するとともに、成長戦略としての攻めの農業への転換に向けた体質強化、農産物の輸出拡大対策の検討が進められている。

一方、TPP交渉の発効に向けた協定案の承認や関係法案の制定、平成30年からの行政による米の生産数量目標配分の廃止等を踏まえ、農業委員会系統組織として平成28年度を農政の重要年度と位置付け、農業者の公的代表組織として、農業・農村及び農業経営の現場の声を農政に反映する取組を進める。

(1) 提案・要請活動

農業者の公的代表組織として地域農業の実態や課題を踏まえた担い手等の声を農業施策に反映されるよう提案・要請活動を行う。

- 全国農業会議所と連携した全国統一農政活動
- 県議会議員との農政懇談会の開催
- 県並びに県議会への施策提案活動
- 新潟県農業委員会大会の開催
- 新潟県農林漁業六団体農政会議での連携活動
- 農業委員会組織改革への対応、体制強化・予算確保への要請活動

(2) 調査活動

農地の売買価格や農作業料金等に関する情報は農地の有効利用を図る上で重要な情報であることを踏まえ、各種調査活動を行う。

- 田・畑売買価格等に関する調査
- 農作業・労働賃金等に関する調査
- 農業委員会体制の実態調査
- その他政策提案等のための調査

4 農地対策

農地法等の適正執行はもとより、農業委員会法第6条第2項で必須となった「農地利用の最適化」の具体的な柱である「担い手への農地の集積・集約化」「遊休農地対策」「新規参入の促進」が円滑に進むよう、農業委員会における取組を支援する。

(1) 法令に基づく常設審議委員会での諮問案件の審議・答申

法令審議を適正に実施するため、次の取組を行う。

ア 農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、土地区画整理法等の規定に基づく知事並びに知事からの権限移譲

- を受けた市町村農業委員会等からの諮問に対する適正な審議及び答申
- イ 農地法に係る案件についての現地調査及び農地相談活動の実施
 - ウ 関係法や制度に係る農業委員会が実施する事務推進の支援

(2) 農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地の確保・有効利用を図るため、改正農地法を踏まえた農地の転用許可事務および違反転用の処理、農地所有適格法人等の要件確認事務、賃借料情報の公表等が、円滑かつ適正に執行されるよう農業委員会に助言・協力を行う。

(3) 農地情報の公開システム（全国農地ナビ）の整備の推進

平成26年4月施行の改正農地法により、農業委員会の「農地台帳」等の整備と公表事務が義務化されたが、農地利用状況調査の結果反映や他の法定台帳等との照合等による台帳の精度向上に向けた取組の推進を図る。

また、全国農地ナビは、平成28年度からフェーズ2という、新たな農業委員会の農地情報の管理システムに移行する。この取組について、農業委員会との連携・協力の下に同システムの理解と推進に努める。

(4) 担い手への農地の集積・集約化の実践

農業委員会による「人・農地プラン」の実践・見直しへの積極的な関与を推すために研修会の開催と取組事例の収集・提供などの支援を行うとともに、地域の合意形成活動を進め、農地中間管理機構と連携した担い手への農地利用集積活動による実績確保を支援する。また、これらの活動のための「機構集積支援事業」の活用に向けた助言・協力を行う。

(5) 遊休農地対策の計画的な実施に向けた支援

農業委員会の必須業務である農地利用状況調査や利用意向調査、農地中間管理機構との協議の勧告などを計画的かつ着実に実施し、併せて遊休農地対策の実施を進めるため、平成28年度の「農地パトロール実施要領」を作成し、全農業委員会とともにこの実践を支援する。

また、農業委員会の遊休農地に関する指導が的確に実施されるよう研修会の開催等により支援するとともに、解消事例を収集し情報提供を行う。併せて、全国農業会議所が主催する「第9回耕作放棄地発生防止・解消活動 表彰事業」の募集及び県代表審査を行う。

(6) 新規参入への支援

新規就農者や株式会社等の農業参入に対し農地制度が適正かつ適切に推進されるよう相談対応等を行うとともに、農業委員会系統組織内の相互連携を図る

ため、事例の収集・情報提供等により農業委員会を支援する。

5 担い手・経営対策

(1) 担い手の経営改善に向けた支援

農業経営の法人化、家族経営協定の普及にむけ、関係機関・団体と連携して相談業務を行うとともに、事務局を担当する県担い手育成総合支援協議会において、認定農業者等の経営改善に向けた研修会を開催する。

(2) 新規就農者の確保・育成対策

① 新規就農相談事業の推進

県青年農業者育成センターと連携して、「新潟県新規就農相談センター」及び「無料職業紹介所」としての窓口機能を担うとともに、新規就農チャレンジフェアの開催等により新規就業（雇用就農）・独立就農（新規参入）相談者への相談活動等の支援を行う。

なお、新規就農の推進にあたっては関係市町村・農業委員会と連携して実施する。

② 農業法人等の雇用対策

農業における雇用の促進・定着と経営を担う人材育成のため、全国農業会議所からの委託を受け、農業法人等が新規就農・就業者や独立就農希望者を雇用して行うOJT研修を支援する。

事業対象者向けの相談窓口の設置や、農業法人等への雇用や労務管理に関する研修会の開催や情報提供によって就業者の定着率向上を目指す。

(3) 農業経営者組織の活動支援

新潟県農業経営者協会及びその構成団体（県稲作経営者会議、県施設園芸経営研究会、県養豚経営者会議、県肉用牛経営者会議、大日本農会新潟支会）、並びに（一社）新潟県国際農業交流協会の活動を支援する。

また、県担い手育成総合支援協議会の事務局として市町村段階の認定農業者組織を会員とする新潟県認定農業者会の活動を支援する。

6 農業者年金対策

(1) 加入推進活動

加入推進活動については、平成28～29年度に展開する新たな運動（加入者累計13万人に向けた後期2カ年運動・仮称）の達成に向け、独立行政法人農業者年金基金、JA新潟中央会、県農業者年金受給者連盟ならびに市町村農業委員会、JAと連携して目標達成に向けて活動を行う。

特に各地域に設置する加入推進部長等に対する研修会の開催、巡回等を実施する。

(2) 業務の適正執行に向けた支援

年金の適正な受給に向け、農業委員会・JA担当者への研修会等の開催、日常窓口による指導、助言、被保険者や受給者に対する日常的な相談活動と、巡回を行う。

7 情報対策

改正法に位置づけられた「農業一般に関する情報の提供について、地域農業の振興、及び担い手の経営発展等に資する情報発信・提供活動を計画的に行う。

(1) 情報の発行等

ア 農業会議だより「農のかけ橋」の発行

イ 農政情報（資料）の提供

ウ 県内農業委員会の活動を広く情報発信するため農業会議ホームページにより、農業会議の各種活動を紹介するとともに、農業委員会の「目に見える活動の実践」を随時紹介する。

(2) 情報提供推進業務の実施

「全国農業新聞」及び「全国農業図書」を農業委員会系統組織の情報提供活動の中核的な取組と位置づけ、普及推進と編集および代金回収等の購読者管理を行う。

特に農地利用の最適化の取組とその横展開を図るため、農業委員、農地利用最適化推進委員等農業委員会組織関係者との連携のもと活動を行う。

また、農業委員会が行う独自の情報提供活動の充実を図るため、研修会の開催等の支援を行う。